

十日市場剣友会会則

制 定 1973年

最終改正 2012年4月1日

第1章 総 則

(名称及び設立趣旨)

第1条 本会は十日市場剣友会(通称“十剣会”)と称し、剣道を通して地域の青少年の健全な精神と体位体力の向上に資することを設立の趣旨とする。

②本会はボランティアによる地域活動であり、営利を目的に本会を利用してはならない。

(目的)

第2条 本会則は、十剣会の組織および運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

②必要に応じて要領または細則を定めることができる。

(構成)

第3条 本会は以下に定義されるメンバーで構成する。

1. 会 員：剣道の稽古に参加する者で、入会を認められた者
2. 指導員：原則として全日本剣道連盟の4段位以上を有する者、且つ、会長または会の総意によって指名された者
3. 家 族：会員および指導員の家族
4. その他：本会OBの他、特別に参加を認められた者

(所在地)

第4条 本会は、連絡先を会長宅に置く。

②本会のホームページを <http://tokenkai.web.fc2.com/index.html> に設置する。

第2章 組 織

(組織)

第5条 本会を円滑に運営するために次の役員(1~4)および担当(5)を置く。

1. 会長(常任) 1名
2. 会計(常任) 1名
3. 監査(常任) 1名
4. 事務局長(常任) 正・副 各1名
5. 各担当 数名

(選出及び任期)

第6条 各役員および担当は、原則として会のメンバーの中から選出する。

②役員および担当の任期は、原則として選任後1年以内に終了する年度の総会の終

結の時までとし、再任を妨げない。

③役員および担当は、任期満了後であっても後任者が決定するまでの間、会務を果たすものとする。

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

第8条 会計は本会の出納および財産を管理する。

第9条 会計監査は本会の会務および財務を監査する。

第10条 事務局長は、内部事務、外部事務を統括する。

②運営に必要な手続き並びに定例的な会務の処理を行うが、個々については細則で定める。

(所属団体)

第11条 本会は、神奈川県横浜市の緑区剣道連盟（以下“緑区剣連”という）に加入する。

②緑区剣連との連絡係りとして本会より2名を理事として選出、派遣する。

③本会は、緑区剣連の行事に参加、協力する。

第12条 本会は、稽古場を確保するために横浜市为学校開放に登録し、運営に協力する。

第3章 会の意思決定

(総会)

第13条 総会は本会の最高議決機関であり、満18歳（毎4月1日現在）以上の会員、満18歳未満の会員の保護者、役員および指導員で構成する。

②議決権は、前項のメンバーにおいて満18歳（毎4月1日現在）以上の会員、役員および指導員については1人1票、満18歳未満の会員については1家族1票とする。但し、議決権は重複して行使できない。

③議決権を有しないメンバーは、オブザーバーとして総会に出席し意見を述べることができる。

第14条 総会は定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年3月に、また臨時総会は会長が必要と認めた時、または役員2名以上が招集を請求した時に、会長が招集し開催する。

第15条 総会は会長が議長を務めるものとする。

②会長に事故があるときは、第5条の項数順位の役員がこれに代わるものとする。

(成立条件)

第16条 総会は、議決権を有するメンバーの7名以上または半数以上の出席で成立する。

②議事は、議決権を有する出席メンバーの過半数で決定し、可否同数の時は議長が裁決する。但し、会則変更の議事は議決権を有する出席メンバーの3分の2以上で決定する。

(議題)

第17条 定時総会の議決を要する事項は次の通りとする

1. 決算および予算（運営計画を含む）の承認

2. 役員および担当の選出
3. 緑区剣連の理事の選出
4. 会則の変更
5. その他重要な事項

(保護者定例会)

第18条 原則として奇数月の第2土曜日に会員の保護者による定例会を開催する。

- ②出席可能なメンバーは、会員の保護者（父母等）、役員、指導員とする。
- ③定例会の議題は自由とするが、定例会で決議できる議案は次の通りとする。
 1. 毎月の稽古日、時間の決定
 2. 会で行う行事に関する事項
 3. 会で購入する用具、備品等
 4. 稽古内容に関する意見
 5. 会の運営に関する意見
 6. 保護者定例会に関する事項
 7. 緑区剣連行事に関する事項
- ④定例会の決議は、出席者総数の過半数で決定する。

(指導員ミーティング)

第19条 原則として3ヶ月毎に指導員によるミーティングを開催する。

- ②出席メンバーは、指導員（準指導員）および会長とする。
- ③稽古に関するテーマや方法、重点課題等について意見を交換し、指導員間で情報を共有して稽古に反映させる。

第4章 稽古および行事

(稽古)

第20条 稽古の場所および日時に関しては細則で定める。

(十剣会行事)

第21条 本会の定例行事は以下のとおりとする。

1. 稽古初め
2. 十剣杯（試合）
3. 竹刀納め
4. 新年会
5. 卒業祝い

(緑区剣連の行事)

第22条 会員が参加する緑区剣道連盟の定例行事は以下のとおり。

1. 緑区剣道大会（春・秋）
 2. 審査会（2級以下、1級）
 3. 緑区稽古初め
- ②会として協力が必要な行事および担当

1. 緑区剣道大会および緑友杯の「会場係り」並びに「駐車場係り」
2. 合同稽古への参加
3. 緑区新年会への出席

第5章 入会および退会

(入会)

第23条 本会に入会を希望する者は、所定の用紙（入会届）に必要事項を記入し、諸費用を添えて事務局長に提出しなければならない。

②入会の月日は入会届を受理した月とする。

(諸費用)

第24条 入会時に必要な諸費用は以下のとおりとし、金額については細則に定める。

1. 入会金
2. スポーツ安全共済保険料

(休会・退会)

第25条 休会・退会の届け出は、所定の用紙（休会・退会届）に必要事項を記入し事務局長に提出しなければならない。

②休会および退会の月日は休会届もしくは退会届を受理した月とする。

(個人情報の保護)

第26条 提出された「入会届」および「休会・退会届」の原紙は、会長が責任を持って保管、処分するものとする。

②本会に提出された届出書に基づいて作成した会員名簿は、会員間の連絡等の目的以外に使用してはならず、厳重に管理するものとする。

③会員は、登録内容に変更があった場合、速やかに事務局長まで連絡しなければならない。

第6章 財務・会計

(財務会計)

第27条 本会の会計年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

②現金および財産は会計が管理する。

③会計は、会計年度毎に収支の状況および財務内容について監査を受けた後、会員に報告し、承認を受けなければならない。

(負担金)

第28条 本会を運営するために会員は必要な費用を負担する。費用の項目、金額、支払い方法および適用等については細則に定める。

第29条 初段以上の者は、緑区剣道連盟が定める費用を負担する。

第8章 附 則

(メンバーの基本的義務)

第30条 本会のメンバーは会則を遵守し、相互に協力して十剣会の継続に努力する。

②格技場（道場）内では、役員および指導員の指示に従い、安全に配慮する。

③本会活動中における怪我や事故については、スポーツ安全共済保険の適用範囲内で補償することとし、それ以外の事象については自己責任および当該保護者責任とする。

(指導員心得)

第31条 指導員は、会員の人格を尊重し、心身の健康に万全を期して、剣道の技輻向上のため適正な指導監督を行わなければならない。

②指導方針および具体的な稽古内容については指導要領に定める。

(相互扶助)

第32条 本会の会員が10日以上入院した場合は見舞金を支払う。

(非常時対応)

第33条 本会則に定められていない事項及び緊急事態が発生した場合は、会長が役員を招集し協議して対応する。

第34条 第27条の本会の会計年度は、2012年度（平成24年度）については4月1日から翌年2月末日までと読み替えるものとし、2013年（平成25年）3月1日を以って第34条は消滅する。

◇剣道の精神

- 一、剣道は礼儀を正しくすべし
- 一、剣道は心身を鍛錬すべし
- 一、剣道は正しい心を持つべし
- 一、剣道は基本を正しく守るべし

◇稽古時の約束

- 一、先生の言っていることがわかったら、大きな声で「はい」と返事をする。
- 一、先生の言っていることがわからなかったら、遠慮せずに手を挙げて「わかりません」と言う。
- 一、稽古の時間中は精一杯大きな声を出す。

◇沿革

1973年 制定

2012年4月1日 改正